

令和元年度 事業計画書

平成 31 年 04 月 01 日から

令和 02 年 03 月 31 日まで

房の国ちば介護事業協同組合

1. 基本方針

本年度の組合事業は、以下を基本方針とする。

- (1) 諸事業の実際の運用に向けた基盤整備ならびに事業の執行
- (2) 委員会設置による役員各自の積極的な諸事業の推進
- (3) 組合員の増強

2. 組合員の取り扱う用品・消耗品の「共同購買」及び「購買斡旋」に関する事業

(1) 共同購買

この事業は、組合員事業者が必要とする介護用品および事務用品等を組合が共同で購入することにより、組合員のコスト削減を図るものである。

具体的な共同購買に関する運用基盤の整備は、共同購買・購買斡旋事業担当役員（委員会）が中心となって企画し、理事会にて決定する。

仕入予定金額	利用月数	取扱金額	手数料率	受取購買手数料
月額 50,000 円	12 ヶ月	600,000 円	2.0%	12,000 円

(2) 購買斡旋

この事業は、組合員事業者が必要とする以下の品目を組合が仕入先と取引条件等について交渉し、組合員に有利になるような条件を設定するもので、組合員のコスト削減を図るものである。

【想定される品目】

- ① 介護用品や衛生用品、事務消耗品等
- ② 介護・福祉器具・用品および事務等機器
- ③ 修繕工事および小規模工事の施工
- ④ その他

具体的な購買斡旋に関する運用基盤の整備は、共同購買・購買斡旋事業担当役員（委員会）が中心となって企画し、理事会にて決定する。

仕入予定金額	利用月数	取扱金額	手数料率	受取購買手数料
月額 100,000 円	12 ヶ月	1,200,000 円	2.0%	24,000 円

2. 共同受注及び受注斡旋に関する事業

(1) 組合員(介護保険事業者)への利用者斡旋【新規】

この事業は、組合が介護保険施設・事業所の利用希望者を組合員（介護保険事業者）へ斡旋することにより行い、組合員の安定的な経営のサポートを図るものである。

具体的な利用者斡旋に関する運用基盤の整備は、共同受注・受注斡旋担当役員（委員会）が中心となって企画し、理事会にて決定する。

種別	単価	件数	受取斡旋手数料
認知症対応型共同生活介護	20,000 円	5	100,000 円
通所系事業	10,000 円	5	50,000 円
訪問系事業	10,000 円	2	20,000 円
小規模多機能型居宅介護	20,000 円	2	40,000 円
有料老人ホーム（特定施設含む）	50,000 円	2	100,000 円
サービス付き高齢者向け住宅	30,000 円	2	60,000 円
合計	-	18	370,000 円

3. 組合員のためにする「個別専門相談」に関する事業

(1) 経営者向け「運営に関するコンサルティング」

この事業は、組合員の安定的な経営をサポートするもので、組合員からの個別の求めに応じ、組合が相談対応可能な外部専門アドバイザーや弁護士を手配するなど、組合員の事業環境を整備するために行う。

組合は、外部専門アドバイザー等との条件交渉等の調整業務及び支払い・請求等に係る事務手数料として一律10%を設定して行う（相談は原則として現地対応とする）。

受取個別相談料	198,000 円	33,000 円/(1社につき)3回×利用組合員延べ2社
個別相談手数料	19,800 円	198,000 円×10%

(2) 弁護士による無料相談対応【新規】

組合員の安定的な経営をサポートするために、当組合代表理事（長島孝夫）の紹介による弁護士の無料相談対応を実施する。

相談カードを用いて代表理事経由で実施し、相談対応を超えて具体的な業務が発生する場合には、個別契約（組合員事業者・個人と弁護士）で行う。

【無料相談対応弁護士】

弁護士法人九十九里

代表弁護士 上原 広嗣 氏（千葉県弁護士会所属）

4. 組合員のためにする「共同宣伝」に関する事業

この事業は、組合および組合員事業者の紹介や事業内容、求人情報等を掲載する公式 WEB サイト、パンフレットを作成し、関係機関ならびに広く一般に向け公開・配布を行い、組合員事業者の受注機会や人材の獲得の増大を図るための PR をすることにより行う。

具体的な宣伝内容、公式 WEB サイトやパンフレットの構成やコンセプト、公式 WEB サイトにおける Twitter の更新作業などは共同宣伝事業担当役員（委員会）が中心となって企画内容を検討し、理事会にて決定する。

なお、この事業の運営は、その他の事業収益および一般賦課金収入により行う。

(1) 組合公式 WEB サイトの運営・管理

公式 WEB サイト（組合概要や情報公開の一環とした定款・各規程、決算関係書類の公開、Twitter による組合活動の紹介、問合せ、組合員の求人情報、組合員紹介ページ等のコンテンツにより構成）の運営を行う。

支出	共同宣伝事業費	114,048 円	@9,504 円 * 12 ヶ月 ホームページ保守管理費
----	---------	-----------	---------------------------------

(2) 組合公式 WEB サイトの新規ページの追加

組合にて新規事業を行う場合は、新規事業を紹介することを目的として、組合公式 WEB サイトへの新規ページの追加を行う。これにより、常に最新の組合活動の紹介を図り、会員増強につなげる。

支出	共同宣伝事業費	50,000 円	ホームページ新規ページ追加
----	---------	----------	---------------

(3) 組合パンフレットの発行

組合の設立趣旨や事業内容等を掲載したパンフレットを発行する。これにより、組合未加入の事業者にも周知を図り、会員増強につなげる。

支出	共同宣伝事業費	12,000 円	@4,000 円 * 3 回/年 パンフレット印刷費
----	---------	----------	-------------------------------

5. 組合員のためにする外国人技能実習生共同受入事業及び外国人技能人技能実習生受入れに係る職業紹介事業【新規】

【外国人技能実習制度に基づく技能実習生の受入れ（国際貢献）】

この事業は、我が国で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転を図り、当該開発途上国等の経済発展を担う“人づくり”に寄与することを目的とするもので、技能実習を計画的・段階的に修得させるための技能実習計画に従って行われるものである。

本年度は、初年度に引き続き、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（以下、「技能実習法」という。）に基づく外国人技能実習生共同受入事業の適切な実施を図るため、主に受入体制（事業実施体制）の整備を行う。

具体的には、

☑ **監理団体の許可取得に向けた準備作業**

外国人技能実習機構に対する監理団体許可申請に向けた事務作業等を行う。

※ 監理団体の許可区分：特定監理事業

☑ **組合員に対する制度の周知徹底（教育情報事業との連携）**

技能実習法の目的、基本理念、実習実施者（実習生を受入れる組合員）・実施内容に関する要件、関係者の責務、介護職種における優良な監理団体の要件、技能実習評価試験等の周知徹底を図る。

☑ **技能実習法及びその関係法規に定める監理団体に必要な要員の選任**

『責任役員』、『監理責任者』、『外部役員又は指定外部監査人』、『技能実習計画作成指導者』、『相談員』のほか、1号技能実習生への月1回以上の「訪問指導者」、「監査担当者」、「通訳」といった人員の確保（※）及び調整等を行う。

なお、上記『 』の人員は、本年度中に開催する理事会にて選任するものとする。

※ 「介護」職種に固有の要件として、監理団体の役職員に5年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置する必要がある。

また、相手先国の認定送出し機関「VFG INTERNATIONAL PLACEMENT INC.」（フィリピン共和国）等との良好な関係構築に努め優秀で意欲のある技能実習生の受入れに向けた連絡調整を密に行う。

さらに、技能実習修了後（帰国後）の技能実習生に対する修得技能の活用状況等に関するフォローアップをはじめ、技能移転の成果を確認するための連絡協調体制のあり方等についても協議を図る。

なお、本事業に係る収支予算書上の費用・収益は、監理団体の許可取得前であることと、本年度の取組内容（事業実施体制の整備が主であること）を勘案し、事業別の対応表示ではなく、**教育情報事業費**（技能実習制度に係る講習会等の開催）や**一般管理費**における会議費（理事会等の開催）等に含めて表示している。

（1）制度の周知徹底等

- ① 制度の趣旨や監理団体の許可基準等を十分に理解すること【講習会等の開催】
- ② 外国人技能実習生共同受入事業規約（※）の周知と適正運用
※ 平成31年3月22日開催の「平成30年度第1回臨時総会」にて制定

(2) 事業実施体制の整備

① 監理団体に必要な要員の選任【理事会の開催】

責任役員等の選任（法及び規則に基づき理事会にて下記の者を選任する。）

- i. **責任役員**（監理事業に責任を有する役員）
- ii. **監理責任者**（監理団体の常勤の役員又は職員）
- iii. **外部監査人** 又は **指定外部役員**
- iv. **技能実習計画作成指導者**（監理団体の役員又は職員）
- v. **相談員**（技能実習生が母国語で相談できる者）

※ その他、1号技能実習生への月1回以上の「訪問指導者」、「監査担当者」、「通訳」といった人員の確保等についても協議する。

② 「監理団体の業務の運営に関する規程」の制定【理事会の開催】

③ 「個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程」の制定【理事会の開催】

④ 監理団体許可申請書の作成等【事務局】

⑤ 監理団体として必要な各種帳簿書類の準備【事務局】

⑥ 送出し機関との連絡調整【事務局】

《参考》 規約は総会の承認、規程は理事会の承認を経る必要がある。

(3) 監理団体の許可申請手続に係る手数料、登録免許税の明細

① 支払手数料：下記、調査手数料 47,500 円を収支予算書上の一般管理費における支払手数料に計上。

② 租税公課：下記、申請手数料 2,500 円、登録免許税 15,000 円を収支予算書上の一般管理費における租税公課に計上。

種類	金額	摘要	納付先	納入方法
申請手数料	2,500 円	2,500 円 + 900 円 × (全監理事業所数 - 1)	国 (主務省庁)	収入印紙
調査手数料	47,500 円	47,500 円 + 17,000 円 × (全監理事業所数 - 1)	機構	口座振込
登録免許税	15,000 円	—	日本銀行 又は税務署	現金納付
合計	65,000 円	—	—	—

(4) 【参考】令和2年度(第3期)における技能実習生受入計画(予定)

以下に記載の計画は、現時点の予定としてお示しするものです。

事業の実施体制や収支を含む本計画の詳細につきましては、来期に開催する通常総会（令和2年5月開催）において皆様より正式にご承認いただくこととしております。

【1期生】

入国予定日	令和2年4月30日
受入組合員数	1社
受入実習生数	2名
入国後講習期間	令和2年6月1日～令和2年4月30日（290時間） （日本語科目240時間以上+介護導入講習42時間以上）
入国後講習実施施設	日本企業協力（JCC）日本語学校（千葉県市原市五井2339番地）
入国後講習宿泊施設	日本企業協力（JCC）日本語学校併設宿舎（千葉県市原市五井2339番地）
実習期間	令和2年7月1日～令和5年5月30日
送出し機関	「VFG INTERNATIONAL PLACEMENT INC.」（国名：フィリピン共和国）

6. 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する事業

この事業は、組合員の事業に関する経営管理及びサービスの向上、並びに人材の育成を図るための講習、研修、並びに情報の収集提供等により行う。

具体的な講習・研修のテーマ、内容やスケジュール調整、講師の設定については、教育情報事業委員会を立ち上げ、教育情報事業担当役員（委員会）が中心となって委員会にて内容を協議し、理事会にて決定する。

なお、この事業の運営は、組合員に公課的に賦課する教育情報賦課金収入により行う。

（1）経営層対象研修会：年1回

組合員事業者の経営者を対象に、事業経営に関する研修会を開催する（年1回開催）。

テーマ・内容について、事業運営の安定を図り、事業の円滑化を促進するために必要な情報ノウハウが得られるようなものとし、教育情報事業委員会・理事会で検討・決定する。講師については、専門性の高いスキルや資格・経験を有する組合員または外部専門家に依頼する。

支出	教育情報事業費	30,000円	@30,000円*1回 講師謝金
	業務費	10,000円	@5,000円*2名*1回 会議費
	〃	6,000円	@3,000円*2名*1回 交通費
	予備費	2,000円	資料費等
	合計	48,000円	

（2）従業員対象研修会：年2回

組合員の雇用する従業員等に対し、利用者に対する支援の充実・向上を図るために必要な研修会等を行う（年2回開催）。

テーマ・内容については、教育情報事業委員会・理事会で検討・決定する。講師については、専門性の高いスキルや資格・経験を有する組合員または外部専門家に依頼する。

支 出	教育情報事業費	60,000 円	@30,000 円 * 2 回 講師謝金
	〃	20,000 円	@10,000 円 * 2 回 会場費
	業務費	20,000 円	@5,000 円 * 2 名 * 2 回 会議費
	〃	12,000 円	@3,000 円 * 2 名 * 2 回 交通費
	予備費	4,000 円	資料費等
	合計	116,000 円	

収 入	研修会参加料収入	20,000 円	@1,000 円 * 10 名 * 2 回
-----	----------	----------	-----------------------

(3) 情報の収集提供

組合員の事業に関連する需要動向、介護保険制度等の動向に関する情報を収集し、メール等を通じて、組合員に提供することにより行う（事業費計上なし）。

(4) 介護職員初任者研修の開講【新規】

就業前の求職者や介護関連資格未取得・未経験者、さらに組合員が雇用する従業員（無資格者）に対し、介護に従事するにあたって、必要な知識・技術の習得ならびに資格の取得を図ることを目的に開講する。

また、本組合主催による合同面接会の活用と合わせて、組合員事業者の新たな人材確保手法として確立する。

【開講に向けた大まかな流れ】

- ① 令和元年度 8 月末迄に定款変更（事業内容の追加「介護職員初任者研修事業の実施」）ならびに登記変更の申請を行う
- ② 定款ならびに登記変更完了後、千葉県（所管「健康福祉部健康福祉指導課福祉人材確保対策室」）に「介護員養成研修指定申請」の手続きを行う
- ③ 指定認可後、開講に向けた諸準備
- ④ 令和元年度中に開講

【備考】 研修会場（実施場所）は、組合員事業者の施設・事業所、外国人技能共同受入事業において本組合と協力関係にある日本企業協力（JCC）日本語学校（千葉県市原市五井 2339 番地）等を想定

収 入	受講料	842,400 円	@70,200 円 * 12 名
-----	-----	-----------	------------------

※ 「時間外労働等改善助成金（団体推進コース）【厚生労働省】」の申請を行い、交付が決定した場合は、介護職員初任者研修受講料の全額補助を行う。

交付申請の締め切りは令和元年 10 月 31 日（木）（必着）

支 出	合計	842,400 円	講師謝金・会場費・会議費・交通費・テキスト代 等
-----	----	-----------	--------------------------

7. 組合員の福利厚生に関する事業

この事業は、組合員の互助融和を図るため、懇親会等を開催することにより行う。
 なお、この事業の運営は、その他の事業収益及び一般賦課金収入により行う。

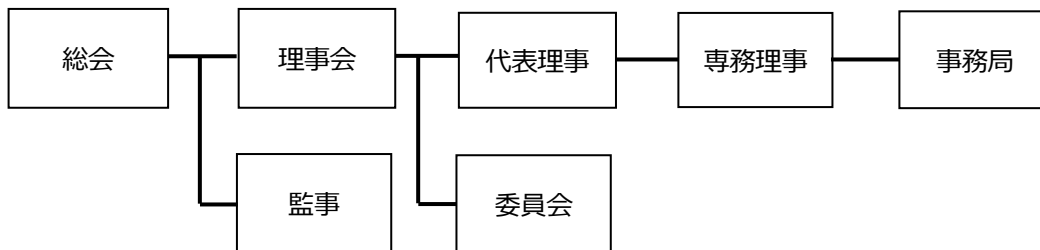
(1) 懇親会の開催

組合員及び組合員の雇用する従業員、組合関係者のための懇親会を行う。

支出	福利厚生事業費	100,000 円	懇親会費
----	---------	-----------	------

8. その他

本事業計画の執行にあたり、本組合の令和元年度（第3期）の業務運営体制は以下のとおりとする。



担当（委員会）	役員	事務局	備考
共同購買・購買斡旋事業	矢島 崇充	梅本 聡	
共同受注・受注斡旋事業	鶴岡 英道	梅本 聡	
個別専門相談事業	長島 孝夫	梅本 聡	
共同宣伝事業	宇野 智弥	梅本 聡	
外国人技能実習生共同受入事業	長島 孝夫	土井 義昭	
教育情報事業	鶴岡 英道 宇野 智弥	梅本 聡	